

みんなで守る文化財
福岡市文化財防災マニュアル
Ver.1

令和5年8月

福岡市経済観光文化局文化財活用課

はじめに ～みんなで守る文化財～

文化財と聞くと、

貴重なモノで、なんだか敷居が高くて、自分の周りにはないよ、自分には関係ないよ、
とってしまう方もいるかもしれません。

しかし、わたしたちは、

指定や登録を受けたモノだけでなく、市民のみなさまが過去から受け継ぎ、
次世代に伝えたいと思うすべての「ばしょ」「もの」「いとなみ」を文化財と捉えています。
そして、わたしたちは、それら大切な文化財を守っていくお手伝いをしたいと考えています。

みなさまが受け継いできた大切なものを、これから先の未来に残せるように。

特に、近年多発する自然災害で被害を受ける文化財が多いことから、

それぞれの災害に対して予防できること、

被災してしまった場合にどのように対処したらよいか、

すぐに実行できる内容をまとめました。

福岡市の歴史や文化等を理解するために必要な文化財を、これからも長く守り伝えていくために、
この「文化財防災マニュアル」を活用していただければ幸いです。

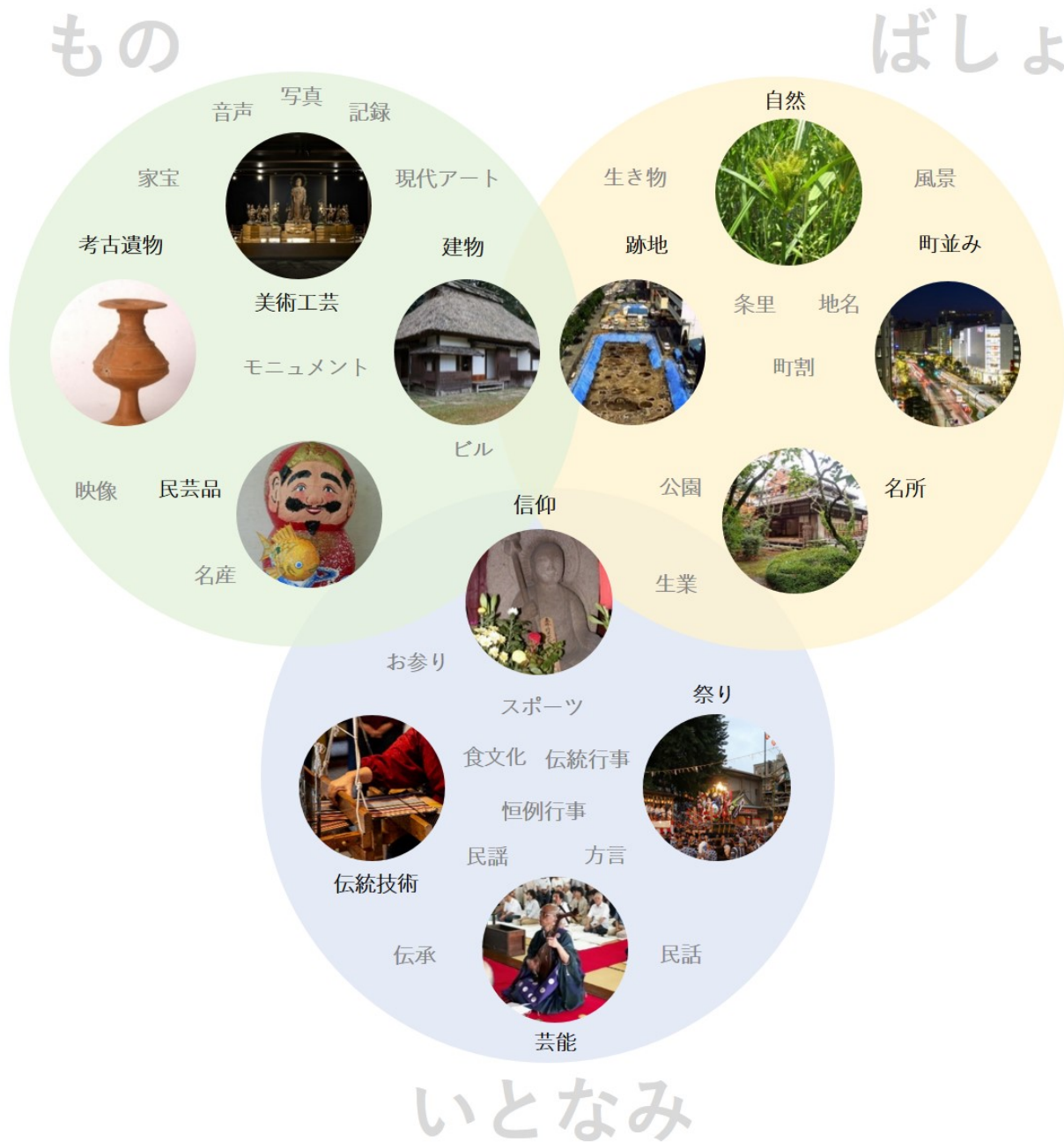
令和5年8月
福岡市経済観光文化局
文化財活用課

目次

1	文化財とは.....	1
2	事前にできる！防災・防犯対策.....	3
3	災害別対策.....	5
1)	火災.....	5
2)	風害.....	7
3)	水害.....	9
4)	地震.....	11
5)	その他の文化財被害__虫菌害・鳥獣害.....	13
6)	その他の文化財被害__盗難・き損等.....	15
4	災害時フローチャート.....	17
5	連絡先.....	18
	参考資料.....	20

1 文化財とは

福岡市では、市民が過去から受け継ぎ、次世代に伝えたいと思う「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を広く文化財と捉え、福岡市の歴史や文化を理解するうえで大切なものとして位置付けています。



では、災害が発生した場合、このような文化財はどのような被害にあうことが想定されるでしょうか？

これまでも、福岡市内では、自然災害等により文化財がき損する事例が発生しています。災害のリスクを軽減するためには、どうしたらよいのでしょうか？詳細は、5 ページからの災害別対策をご覧ください。

火災	失火・放火により文化財建造物が焼失 失火・放火により建物内に保管されていた文化財が焼失 落雷による出火で文化財が焼失 消火活動による水損などの二次被害
風害	老朽化していた文化財建造物が風害によりき損 風による飛来物、倒木等で文化財がき損
水害	排水溝や雨樋のつまりにより、雨水が文化財建造物内へ流入 雨漏り、漏水、浸水、汚水の逆流により、文化財がき損・汚損 土砂崩れにより、文化財がき損・流出
地震	家具等の転倒、蛍光灯やガラスの破損により、文化財がき損 文化財が保管棚等から落下し、き損
虫菌害等	湿気により文化財にカビが発生 周辺のほこり、ゴミ、木材内で文化財害虫が生育し、文化財をき損
盗難等	未施錠による文化財の盗難被害 管理者不在時や周辺に人気がない場所で文化財が盗難、き損・汚損被害

2 事前にできる！防災・防犯対策

日頃の管理・点検が、災害時の被害軽減につながります。普段から以下のことに気を付け、定期的な点検を実施しましょう。

○災害発生リスクの確認

区ごとに配布している防災マップやWEB版「福岡市総合ハザードマップ」等を活用し、自身が所有・管理する文化財が被災する可能性の高い災害について確認しましょう。



福岡市総合ハザードマップ

○日常点検・定期的な見回り

日常的に点検・見回りを実施することで、普段とは違う状況や盗難被害等をいち早く発見することにつながります。各ページのチェック項目や、4ページ下の**チェックリスト**や**マニュアル**を活用して、普段から外観だけでなく、細かな部分も点検・見回りを行うことを心がけましょう。

22～25ページの日常点検管理記録票を効率的に活用し、壊れてから直すのではなく、計画的な予防措置をとることが修理費の抑制につながります。

○清掃・整理整頓

建物の場合、雨樋や排水溝の清掃を行うことで、浸水や雨漏りによる被害を防ぐことができるほか、虫やカビの発生を防ぎます。また、整理整頓は防犯にも役立ちます。

ただし、文化財そのものを過度に清掃すると、顔料等の剥落や、文化財の損傷につながるおそれがあります。周辺環境を清掃して、文化財にほこりが積もったり汚れが付着したりしないようにしましょう。

また、文化財周辺の整理整頓は、放火のリスクや、地震の際の落下物による破損のリスクを軽減します。

○保管環境の整備・温湿度管理

文化財の素材によって、適切な保管環境は異なりますが、どの素材においても、**温湿度の急激な変化が一番の大敵**です。

右記の最適な温湿度を参照に、**直射日光を避けた場所で保管**し、できる限り文化財に負荷がかからない環境を目指しましょう。

種類	温度	湿度
絵画	22°C±1°C	50～55%
彫刻	22°C±1°C	50～55%
陶磁器	22°C±1°C	50～55%
漆製品	22°C±1°C	50～55%
染織品	22°C±1°C	50～55%
石・土・ガラス	22°C±1°C	50～55%
金属製品	22°C±1°C	50%以下
和紙	22°C±1°C	50～55%
洋紙（近代）	22°C±1°C	50～55%
フィルム	5～10°C	40～50%

○文化財の記録作成

文化財が被災した場合に修理・復元できるよう、また盗難にあった際に照合できるよう、文化財の状態変化の履歴として、特徴及び寸法・素材等の記録を作成しましょう。

おまつりや伝統行事等の場合は、催しや準備の様子を写真や動画等の映像に記録しておく、継承や復興に活用ができます。

記録の方法がわからない場合や、どういった方法がよいのか迷う場合は、福岡市文化財活用課にご相談ください。映像や写真のデータは、コピーやバックアップを取って別の場所に保管しておくことも重要です。

○情報の提供・共有

被災時に文化財の被災状況を把握するための連絡手段となりますので、指定・登録文化財に関しては、相続等で**所有者が変更になった場合や、所有者の氏名・住所等が変更になった際は、必ず届出を提出してください**（31 ページ以降参照）。

また、災害時の対応について、所有者・文化財活用課等の関係者の間で平時より情報共有を図ることも重要です。

○防災訓練の実施

建物等の文化財や文化財を保管している施設の場合、危機管理マニュアルや避難誘導計画（管理者、見学者、文化財）を立てて関係者と共有し、実際に災害が起こったことを想定して、防災訓練を実施することも効果的です。

緊急時の連絡先（18 ページ参照）を把握し、いざという時にスムーズな対応ができるようにしましょう。また、地域の方々と日常的に協力体制を整えておくことも大切です。

○参考となるウェブページ

日常的な点検は、次ページ以降の災害別対策ページのほか、下記文化庁チェックリストに従って実施し、対策を講じましょう。

仏像・掛軸・絵馬・油絵・フィルムの日常管理については、下記「文化遺産日常管理マニュアル」や「家庭でもできるフィルム保存の手引き」をご覧ください。



防火・防犯対策
チェックリスト（文化庁）



家庭でもできる
フィルム保存の手引き
（映画保存協会）



文化遺産日常管理マニュアル
（東北芸術工科大学文化財保存
修復研究センター）

3 災害別対策

1) 火災

福岡市内で令和4年度に発生した火災件数は266件。そのうち176件を建物火災が占めています。原因は、上位から、こんろ、たばこ、放火、電気機器、火遊びです。また、落雷による火災も報告されています。火災を未然に防ぐため、まずは身の回りの状況を把握し、火災リスクを減らすことから始めましょう。

対象となる文化財

建物、建物内に保管されている文化財、屋外にある文化財など

火災リスクの把握

所有・管理する文化財の保管状況を確認し、以下のリスクを可能な限り排除しましょう。

原因：たばこ、こんろ、電気機器、灯火（裸火）、放火、火遊び、落雷など

発生場所：台所、居間、寝室、屋外など

火災を防ぐために（日常点検・事前の備え）

□消火器等の消火設備を準備・設置していますか？

→国宝・重要文化財（建造物）には消防設備の設置義務があります（補助金についてはご相談ください）。敷地内での消火設備の位置図を作成し、設置した消火設備は定期的な点検を実施しましょう。

国の指定以外の文化財でも、火災に備えて消火器等を準備し、使用方法を把握しておきましょう。

□火気周辺に燃えやすいものを置いていませんか？

→文化財周辺は原則火気厳禁とし、やむを得ず使用する場合はいつでの消火できる準備を行い、火のそばから離れないようにしましょう。

※福岡市火災予防条例により、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により重要美術品として認定された建物の内部又は周囲では、「喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。」とされています。

□電気配線や器具にほこりが溜まっていませんか？

→漏電や加熱により、出火する可能性があります。ほこりが溜まらないよう、清掃を心がけ、配線は整然と配置しましょう。

→延長コードの寿命は5年、コンセントは10年とされています。定期的に点検、交換をしましょう。

□施設の場合は、火気利用点検表（22 ページ参考）を作成し、点検を実施しましょう。

火災が発生したら

- ・人命を最優先に行動してください。ただちに **119 番通報して消防へ知らせてください**。
- ・可能であれば、消火器等で初期消火を行ってください。
 - *一般的な粉末消火器を文化財に使用した場合、消火剤が吸湿すると文化財に固着して取れなくなるため、**文化財に対しては、水消火器や水の使用がより安心です**。
- ・被害が拡大しないよう、安全に配慮しながら応急措置（消火に必要な行動）を実施してください。



火災時の初動対応
(福岡市消防局)

火災後の対応

- ・安全が確認された後、文化財の被害状況を確認しましょう。
- ・状況の記録写真を撮影し、事前の記録と照合してどの部分が損傷したか確認してください。
- ・指定・登録を受けている文化財は、取扱いについて専門家の助言が必要になるため、ただちに市文化財活用課へご相談ください。
- ・指定・登録を受けていない文化財でも、復元・修復をする場合には、専門の事業者の紹介等、市文化財活用課へ相談することができます。
- ・被災した文化財は、非常にもろくなっています。他の災害リスクがない場合は、可能な限り手を触れず、現状の保全を図ってください。
- ・燃えて炭化した部材も、復元・修復の際の参考になる場合があるため、捨てずに保管しておいてください。
- ・再び同様の被害に遭わないよう、原因を把握し対策を講じてください。

届出

被災した文化財が、指定・登録を受けたものである場合、届出が必要です（届出様式は 31 ページ以降を参照）。早めに市文化財活用課へ連絡してください。

2) 風害

竜巻や台風等の暴風により文化財自体が倒壊したり、飛来物により損傷したりする可能性が考えられます。

台風等が事前に予測される場合は、気象庁「キキクル」や福岡管区気象台ホームページ等により、気象情報をしっかり収集しましょう。過去の災害経験や日頃の点検によって事前に把握している、影響を受けそうな箇所は、補強等の対策を講じましょう。

対象となる文化財

建物や屋外で保管されている文化財など

風害リスクの把握

所有・管理する文化財の保管状況を確認し、以下のリスクを可能な限り排除しましょう。

原因：建物の老朽化、周辺の樹木、飛来物

発生場所：建物の屋根、外壁、窓、その他付帯設備、屋外

風害を防ぐために（日常点検・事前の備え）

屋根瓦や壁材など、ゆるんで飛ばされやすくなっている部分はありませんか？

→ 日常点検で把握した箇所は、早めの補修・修理を実施しましょう。

周辺にある倒れそうな木は、対策をとっていますか？

→ 日常的に剪定を行ったり、折れそうな樹木には添え木をしたりしましょう。

強風が予想される場合は、ガラスが割れて飛散しないよう、テープなどで養生しましょう。

屋外にある文化財は、飛ばされないように補強しましょう。

他へ被害を与えないよう、屋外には風で飛ばされやすいものを置かないようにしましょう。

風害が発生したら

- ・ 人命を最優先に行動してください。
- ・ 建物が倒壊した場合は、安全が確認されるまで立ち入らないようにしてください。
- ・ 被害が拡大しないよう、安全に配慮しながら応急措置を実施してください。

風害後の対応

- ・安全が確認された後、文化財の被害状況を確認しましょう。
- ・状況の記録写真を撮影し、事前の記録と照合してどの部分が損傷したか確認してください。
- ・指定・登録を受けている文化財は、取扱いについて専門家の助言が必要になるため、市文化財活用課へご相談ください。
- ・指定・登録を受けていない文化財でも、復元・修復をする場合には、専門の事業者の紹介等、市文化財活用課へ相談することができます。
- ・損傷した部分の破片も、復元・修復の際の参考になる場合があるため、捨てずに保管しておいてください。
- ・再び同様の被害に遭わないよう、原因を把握し対策を講じてください。

届出

被災した文化財が、指定・登録を受けたものである場合、届出が必要です（届出様式は 31 ページ以降を参照）。早めに市文化財活用課へ連絡してください。

3) 水害

季節の変わり目に梅雨前線や秋雨前線が停滞することで、また台風や前線を伴った低気圧の通過で広範囲で大雨となる場合があります。

福岡市でも、過去の大雨で、地下空間への浸水や、下水道や側溝からの浸水被害が発生した事例があります。

大雨が事前に予測される場合は、気象庁「キキクル」や福岡管区気象台ホームページ等により、気象情報をしっかり収集しましょう。過去の災害経験や日頃の点検によって事前に把握している、影響を受けそうな箇所は、補強等の対策を講じましょう。

対象となる文化財

すべての文化財

水害リスクの把握

所有・管理する文化財の保管状況を確認し、以下のリスクを可能な限り排除しましょう。

原因：排水溝等のつまり、雨漏り、漏水、浸水、汚水の逆流、土砂崩れ

発生場所：建物の屋根、玄関、台所・風呂などの水場、床下収納、地下、屋外

水害を防ぐために（日常点検・事前の備え）

建物周辺の排水溝や雨樋は、つまっていませんか？

→定期的に清掃し、適切に排水が行われる状態にしておきましょう。

雨漏りが発生していませんか？

→早急に修理や処置を行いましょ。

浸水が想定される区域の場合、ブルーシートや土嚢、水嚢を準備しておきましょう。

浸水が想定される場所は、文化財を避難できる場所（建物の2階など）を事前に確認しておきましょう。

水害が発生したら

- ・人命を最優先に行動してください。
- ・浸水が想定される場合は、土嚢や簡易水嚢で浸水口を塞ぐことも効果的です。
- ・急激な水位の増加により汚水が逆流することを防ぐには、排水溝に水嚢を置くことが効果的です。

- ・可能であれば、被害を受けそうな文化財を避難させてください。

水害後の対応

- ・安全が確認された後、文化財の被害状況を確認しましょう。
- ・状況の記録写真を撮影し、事前の記録と照合してどの部分が損傷したか確認してください。
- ・指定・登録を受けている文化財は、取扱いについて専門家の助言が必要になるため、市文化財活用課へご相談ください。
- ・指定・登録を受けていない文化財でも、復元・修復をする場合には、専門の事業者の紹介等、市文化財活用課へ相談することができます。
- ・文化財が泥や水にまみれても、修復できる可能性があるため廃棄せず、自然乾燥してください。
- ・水を含んだ文化財は、構造的にもろくなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所に移動してください。
- ・再び同様の被害に遭わないよう、原因を把握し対策を講じてください。

届出

被災した文化財が、指定・登録を受けたものである場合、届出が必要です（届出様式は 30 ページ以降を参照）。早めに市文化財活用課へ連絡してください。

4) 地震

平成 17 年 3 月 20 日に福岡県西方沖で発生した地震では、福岡市内で甚大な被害が発生しました。福岡市で 30 年以内に震度 6 弱以上の地震発生率は 6.2% と非常に高くなっています。

福岡市は、人口や各種都市機能が集中しているため、平成 7 年の阪神・淡路大震災の例から考えると、地震被害による影響は、大きなものとなることが予想されます。また、地震により津波が発生する可能性もあります。

対象となる文化財

すべての文化財

地震リスクの把握

所有・管理する文化財の保管状況を確認し、以下のリスクを可能な限り排除しましょう。

原因：家具転倒、ガラス破損、蛍光灯落下、保管箱落下、文化財自体の倒壊、津波

発生場所：保管施設、保管棚、屋外

地震被害を防ぐために（日常点検・事前の備え）

文化財は、落下の危険性がない場所に保管されていますか？

→やむを得ず高い場所に保管する場合は、落下防止ベルト等を活用しましょう。

展示していない文化財は木箱や、緩衝材を詰めた箱など、衝撃を和らげる保管をしていますか？

→振動時、落下時の衝撃を和らげるため、緩衝材等で保護して保管しましょう。

転倒のおそれがある背の高い文化財は、固定されていますか？

→文化財自体を傷つけないよう、固定材と文化財の間に緩衝材を挟むなど配慮しながら固定しましょう。

屋外で保管されている文化財は、転倒の防止策を講じていますか？

→文化財自体がき損しないため、また周辺に被害を及ぼさないため、固定等の対策を講じましょう。

昭和 56 年以前に建築された建物は耐震診断を実施しましょう。

→建物自体が文化財である場合、文化庁が定めた指針に沿って耐震診断を実施します。まずは、市文化財活用課へご相談ください。

地震が発生したら

- ・ **人命を最優先**に行動してください。
- ・ 可能であれば、二次被害を受けそうな文化財（損傷していないもの）を避難させてください（損傷を受けた文化財の対応は下記のとおり。）

地震後の対応

- ・ 安全が確認された後、文化財の被害状況を確認しましょう。
- ・ 状況の記録写真を撮影し、事前の記録と照合してどの部分が損傷したか確認してください。
- ・ 指定・登録を受けている文化財は、取扱いについて専門家の助言が必要になるため、市文化財活用課へご相談ください。
- ・ 指定・登録を受けていない文化財でも、復元・修復をする場合には、専門の事業者の紹介等、市文化財活用課へ相談することができます。
- ・ 転倒、落下等によって文化財が損傷した場合、保管環境が安定しているならそのままにし、そうでなければ安全で安定的に保管できる場所に移動させてください。
- ・ 破片がある場合、すべて集めて保管してください。どの文化財の破片かわかるようにラベルを付ける等してください。
- ・ 所有する土地が、埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、地震後に建物を解体し、新たな開発を実施する時には、市埋蔵文化財課へ事前の届出が必要です。
- ・ 再び同様の被害に遭わないよう、原因を把握し対策を講じてください。

届出

被災した文化財が、指定・登録を受けたものである場合、届出が必要です（届出様式は 31 ページ以降を参照）。早めに市文化財活用課へ連絡してください。

5) その他の文化財被害__虫菌害・鳥獣害

大規模な自然災害のほかに、文化財を保管・管理する上で欠かせないのが、虫菌害・有害鳥獣に関する対策です。

特に虫菌害は、一度発生すると周辺にも広がりやすいため、発生させないことを大前提とし、発生した場合はすみやかに対処することが重要です。それぞれの被害特性を理解した上で早めの対策を講じましょう。

対象となる文化財

建物、紙・布・木等の有機物で作られた文化財など

虫菌害・鳥獣害リスクの把握

所有・管理する文化財の保管状況を確認し、以下のリスクを可能な限り排除しましょう。

原因：湿気、ほこり、建物の部材、ゴミの放置、空気の滞留、鳥獣の営巣

発生場所：床下、閉め切った部屋、屋根裏

虫菌害・鳥獣害を防ぐために（日常点検・事前の備え）

保管環境の温湿度は適切ですか？

→できる限り3ページに掲載している温湿度に近づけましょう。文化財に直接触れないように防湿材を使用することも効果的です。

ゴミやよごれ、ほこりを放置していませんか？

→文化財周辺の定期的な清掃を実施しましょう。

湿気等による被害を防ぐため、水漏れや雨漏りを修理し、風通しを良くしましょう。

建物近くに小さな羽が落ちていたり、柱や壁に小さな穴が開いていませんか？

→このような場合、虫害に遭っている可能性が考えられます。害虫駆除の専門家へ相談しましょう。

→虫害に遭う前に、文化財に特徴的な害虫用の防虫剤を使用することも効果的です。

文化財の周辺は定期的に見回りを行い、文化財に害をなす鳥獣が巣を作っていないか確認しましょう。

虫菌・鳥獣被害が発生したら

- ・カビを見つけたら、ただちに他の文化財と別の場所に移動させ、他の部分にもカビが発生していないか確認しましょう。
- ・シロアリ被害が確認されたら、ただちに専門家に相談しましょう。
- ・虫による被害が確認された場合、他の文化財が被害を受けていないか確認しましょう。
- ・鳥獣による被害が確認された場合、それ以上の被害が広がらないように対策を講じましょう。



九州しろあり対策協会

被害後の対応

- ・状況の記録写真を撮影し、事前の記録と照合してどの部分が損傷したか確認してください。
- ・再び同様の被害に遭わないよう、原因を把握し対策を講じてください。

カビが発生した場合

- ①感染症等の危険も考えられるため、被害を受けた文化財に触れる場合は、防塵マスクや手袋を装着しましょう。
- ②カビが発生した文化財は隔離し、被害の拡大防止をはかりましょう。
- ③アルコールで色落ちなどの問題が起きない素材のものは、布や綿棒等にアルコールを浸して、取り除きましょう。

色落ちの心配がある文化財の場合は、空気清浄機や掃除機の近くで吸引させながら、やわらかな筆等でカビをはらいましょう。

虫が原因で文化財が被害を受けた場合

- ①虫の糞や死骸、抜け殻は除去し、二次被害、再発を防ぎましょう。
- ②被害が広範囲に及ぶ場合は、専門家にご相談ください。

届出

虫菌・鳥獣害等を受けた文化財が、指定・登録されている場合、届出が必要です。（届出様式は31ページ以降を参照）。早めに市文化財活用課へ連絡してください。

6) その他の文化財被害__盗難・き損等

悲しいことに、指定・未指定に関わらず、文化財の盗難やき損・汚損は後を絶ちません。2023年5月現在、全国で盗難によって所在が不明になっている指定文化財は68件、未指定文化財は76件（文化庁HPより）。実際に被害にあっている文化財はもっとあると想定されています。

文化財を保存する場所は、必ず施錠できる場所を選びましょう。鍵は破壊や解錠が困難な防犯性の高いものが望ましいです。

対象となる文化財

盗難：動産文化財

き損：すべての文化財

盗難・き損等リスクの把握

所有・管理する文化財の保管状況を確認し、以下のリスクを可能な限り排除しましょう。

原因：未施錠、管理者不在、周囲に人気がない

発生場所：保管場所、建物入口、窓、監視の死角

盗難・き損等被害を防ぐために（日常点検・事前の備え）

文化財の写真や大きさの情報などの記録を用意していますか？

→万が一盗難があった場合に備えて情報提供を呼び掛けられるように、23～26ページを参考に記録を作成しましょう。

文化財は、鍵のかかる場所に保管されていますか？

→簡単に解錠できないような鍵を設置しましょう。

文化財の点検を定期的実施していますか？

→定期的な点検が、異常の早期発見につながります。

保管場所に常時人がいない場合、監視カメラ等の防犯設備を設置していますか？

→防犯を意識している掲示物（ポスター・ステッカー等）を貼ることも効果的です。

盗難・き損等被害が発生したら

- ・最寄りの交番・警察署へ被害届を提出しましょう（印鑑・身分証明書が必要です）。

被害前の状況と被害後の状況の写真、事前に記録しておいた文化財の基本情報があるとよいでしょう。

- ・あわせて、市文化財活用課へもただちに連絡してください。

被害後の対応

・き損を受けた場合、状況の記録写真を撮影し、事前の記録と照合してどの部分が損傷したか確認してください。

・指定・登録を受けている文化財がき損・汚損した場合は、取扱いについて専門家の助言が必要になるため、市文化財活用課へご相談ください。

・指定・登録を受けていない文化財でも、復元・修復をする場合には、専門の事業者の紹介等、市文化財活用課へ相談することができます。

・盗難の場合、文化庁の HP に掲載して、広く情報提供を呼び掛けることも可能です。掲載を希望される場合は、市文化財活用課へご相談ください。

- ・再び同様の被害に遭わないよう、原因を把握し対策を講じてください。

届出

盗難等の被害にあった文化財が指定・登録を受けている場合、届出が必要です（届出様式は 31 ページ以降を参照）。盗難やき損等が発覚したら、ただちに市文化財活用課へ連絡してください。

4 災害時フローチャート



5 連絡先

災害時等連絡先

指定・登録等文化財に関わらず、下記の事案が発生した場合は、ただちに通報しましょう。

警察（盗難・き損） 110 番

消防（火災・救急） 119 番

ご自身が所有・管理する指定・登録等文化財に以下の事態が発生した場合は、ただちに下記連絡先までご連絡ください。

- ・災害等により、文化財が消失・き損した
- ・盗難被害にあった
- ・文化財の修理を行いたい
- ・所有者が変更になった
- ・文化財の保管場所（住所）を変更した

また、指定・登録を受けていない文化財に関しても、お困りごと・ご相談等ある場合は、下記連絡先にご連絡ください。

福岡市文化財活用課

電話：092-711-4666

FAX：092-733-5537

Mail：bunkazai.EPB@city.fukuoka.lg.jp

寄贈連絡先

文化財は、家や地域で大切に受け継がれてきたものであり、そこにあること自体に大切な意味があります。

しかし、何らかの事情により文化財を所有・保管することが困難になった場合、福岡の歴史・文化に関わるものであれば、福岡市博物館・福岡市美術館・福岡市埋蔵文化財センター・福岡市総合図書館・福岡アジア美術館へ寄贈することができます。

各館で収集方針や受入条件が異なりますので、どこに連絡したらよいのか迷われる場合は、一度、市文化財活用課（電話：092-711-4666）へご相談ください。

福岡市博物館

電話：092-845-5011

早良区百道浜3-1-1

主に福岡の歴史や暮らしに関する資料を収集・収蔵しています。



福岡市美術館

電話：092-714-6051

中央区大濠公園1-6

主に江戸時代以前の日本・アジアの美術作品と近現代美術作品を収集・収蔵しています。



福岡市埋蔵文化財センター

電話：092-571-2921

博多区井相田2-1-94

福岡市内で発掘された土器や石器などの埋蔵文化財を収蔵しています。



福岡市総合図書館

電話：092-852-0600

早良区百道浜3-7-1

主に福岡市の歴史・文学等に関する図書・映像・文書等を収集・収蔵しています。



福岡アジア美術館

電話：092-263-1100

博多区下川端町3-17 博多リバレインモール 7・8階

アジアの近現代の美術作品を系統的に収集・収蔵しています。



參考資料

火気使用点検表

日付	使用者	確認事項						火元 責任者 チェック
		使用前		使用中		使用后		
		周辺に燃え やすい物を 置かない	火気器具 は、安定し た不燃性の 床や台の上 で使用する	火気器具 は、取扱い 注意事項を 守り正しく 使用する	火気器具の 側を離れな い	火気器具の 元栓や電源 を切る	火気器具の 周辺を清 掃、整理整 頓する	
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								

※火気使用时には、必ず使用者がこの表に記入し、使用後に火元責任者のチェックを受けること。

文化財記録票（日常管理用_建物）

記入日		記入者	
名称			
指定区分	国指定 県指定 市指定 国登録 市登録 指定等なし		
状態	雨漏り 損傷 剥落 き裂 傾き 浮き 腐食 害虫・害獣被害 落下・転倒の恐れ		
<p>※図や写真で状態の詳細を記録しましょう。</p>			

※指定・登録文化財の場合、敷地全体のどの場所に消火設備があるか、配置図を作成しておきましょう。

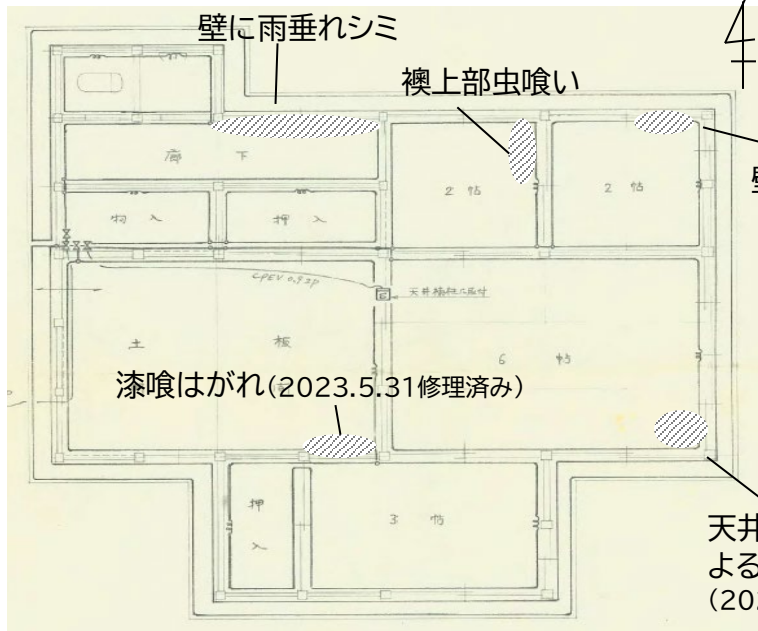
※指定・登録文化財は、き損が生じた場合は、ただちに福岡市文化財活用課へ連絡してください。

文化財記録票（日常管理用_建物）

記載例

記入日	2023年 5月 10日	記入者	福岡 太郎
名称	平尾山荘		
指定区分	国指定 県指定 市指定 国登録 市登録 指定等なし		
状態	雨漏り 損傷 剥落 き裂 傾き 浮き 腐食 害虫・害獣被害 落下・転倒の恐れ		

※図や写真で状態の詳細を記録しましょう。



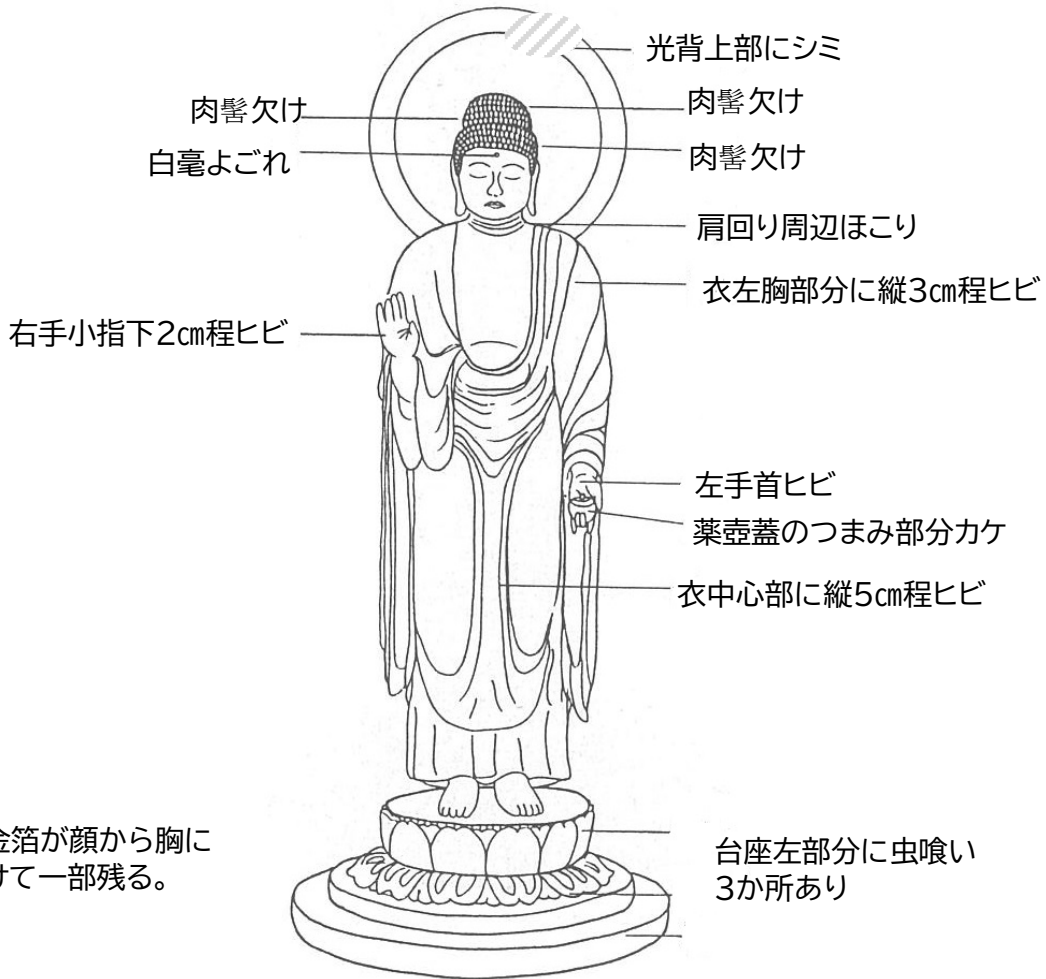
※指定・登録文化財は、敷地全体のどの場所に消火設備があるか、配置図を作成しておきましょう。
 ※指定・登録文化財は、き損が生じた場合は、ただちに福岡市文化財活用課へ連絡してください。

文化財記録票（日常管理用_建物以外）

記入日		記入者	
名称			
指定区分	国指定 県指定 市指定 国登録 市登録 指定等なし		
品質形状			
寸法			
保管場所			
保管状態			
状態	折れ 欠け ヒビ 剥落 カビ 虫喰い はがれ サビ ほこり シミ		
<p>※図や写真で状態の詳細を記録しましょう。</p>			

記入日	2023年 5月 10日	記入者	福岡 太郎
名称	薬師如来立像		
指定区分	国指定 県指定 市指定 国登録 市登録 <u>指定等なし</u>		
品質形状	ヒノキ 寄木造 玉眼		
寸法	高さ97.8cm		
保管場所	〇〇町内会集会所内お堂(〇〇町5丁目3-9)		
保管状態	堂内厨子に立った状態で設置。通常、お堂は施錠。(月1回 〇〇祭の時に御開帳)		
状態	折れ <u>欠け</u> <u>ヒビ</u> 剥落 カビ <u>虫喰い</u> はがれ サビ <u>ほこり</u> <u>シミ</u>		

※図や写真で状態の詳細を記録しましょう。



※金箔が顔から胸にかけて一部残る。

台座左部分に虫喰い3か所あり

災害時用

文化財被災状況記録票（建物）

作成日： 年 月 日

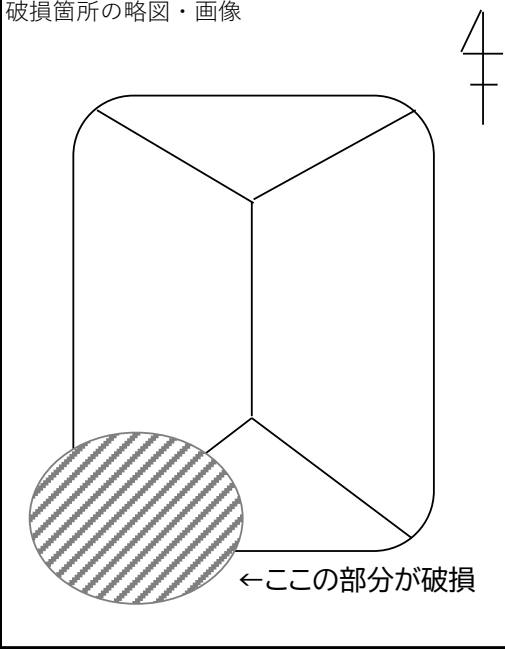
作成者：

★文化財	文化財の名称：	
	指定区分： 国宝・重要文化財・国登録・県指定・市指定・市登録	
所在		
★所有者等	所有者氏名：	
	所有者住所：	連絡先：
	担当者住所：	連絡先：
★被災日時	年 月 日	午前・午後 時 分
★被災内容		
被災の程度	滅失（例：完全崩壊、建物がなくなる等）	破損箇所の略図・画像
	重度（例：大きく傾く、大部分が破損等）	
	中度（例：屋根が損壊、部分的に損壊等）	
	軽度（例：屋根や壁の一部破損等）	
応急措置	（例：破損部をブルーシートで覆う等）	
備考		

★：必須項目。その他の項目は、わかる範囲で記載してください。

作成日： 20××年 ×月 ×日

作成者：福岡 太郎

★文化財	文化財の名称： 平尾山荘	
	指定区分： 国宝・重要文化財・国登録・県指定・ <u>市指定</u> ・市登録	
所在	福岡市中央区平尾五丁目2-28	
★所有者等	所有者氏名： 福岡市	
	所有者住所： 福岡市中央区天神1-8-1	連絡先： 711-4666
	担当者住所：	連絡先：
★被災日時	20××年 ×月 ×日 <u>午前</u> ・午後 10時 15分	
★被災内容	台風により破損。大雨による建物内汚損。	
被災の程度	滅失（例：完全崩壊、建物がなくなる等）	破損箇所の略図・画像 
	重度（例：大きく傾く、大部分が破損等）	
	中度（例：屋根が損壊、部分的に損壊等）	
	軽度（例：屋根や壁の一部破損等） 屋根の東側が一部破損。 破損部より雨が吹き込み、建具や畳が汚損。	
応急措置	(例：破損部をブルーシートで覆う等) 破損した屋根をブルーシートで覆い、重石で固定。 水損した建具や畳は、軽く汚れを落とし、風乾中。	
備考		

★：必須項目。その他の項目は、わかる範囲で記載してください。

文化財被災状況記録票（建物以外）

作成日： 年 月 日

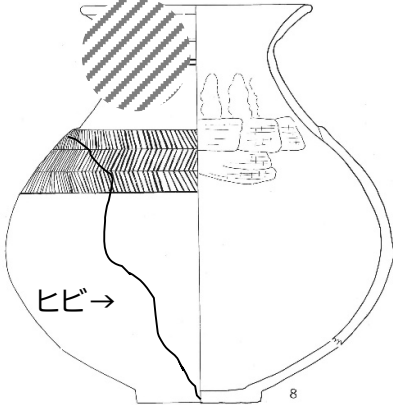
作成者：

★文化財	文化財の名称：	
	指定区分： 国宝・重要文化財・国登録・県指定・市指定・市登録	
所在		
★所有者等	所有者氏名：	
	所有者住所：	連絡先：
	担当者住所：	連絡先：
★被災日時	年 月 日	午前・午後 時 分
★被災内容	(例：地震により破損、大雨による水損等)	
被災の程度	濡れた・燃えた・割れた・傷がついた 汚れた・転倒した・動いた・その他	破損箇所の略図・画像
現在の 保管場所	※上記と異なる場合のみ 保管場所：	連絡先：
応急措置	(例：〇〇へ移動し、仮保管している等)	
備考		

★：必須項目。その他の項目は、わかる範囲で記載してください。

作成日： 20××年 ×月 ×日

作成者：福岡 太郎

★文化財	文化財の名称： ○○遺跡出土壺形土器	
	指定区分： 国宝・重要文化財・国登録・県指定・ 市指定 市登録	
所在	福岡市博多区井相田2丁目1-94	
★所有者等	所有者氏名： 福岡市	
	所有者住所： 福岡市中央区天神1-8-1	連絡先： 711-4666
	担当者住所：	連絡先：
★被災日時	20××年 ×月 ×日 午前・ 午後 8時 50分	
★被災内容	地震により破損	
被災の程度	濡れた・燃えた・ 割れた 傷がついた 汚れた・転倒した・動いた・その他	破損箇所の略図・画像
	地震により保管棚より保管箱ごと落下。頸部から口縁部にかけて破損。 胴部から底部にかけてヒビ。	<p>↓この部分が破損</p> 
現在の保管場所	※上記と異なる場合のみ 保管場所： 連絡先：	
応急措置	破損した破片をすべて拾い集め、ビニール袋に入れて保管。 本体は、緩衝材を入れた箱に入れ、動かないように軽く固定して保管。	
備考		

★：必須項目。その他の項目は、わかる範囲で記載してください。

届出様式

※災害時等、文化財活用課から必要な手続きと様式をご案内します。

状況	指定区分	指定等種類	必要な手続き	様式	ページ数
所有者の変更	国	重要文化財	所有者の変更の届出	【国】様式2	32
	県	有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物	所有者変更届	【県】様式第6号	37
	市	有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物	所有者変更届	【市】様式第4号	44
所有者氏名・住所の変更	国	重要文化財	氏名(名称)又は住所変更届	【国】様式3	33
	県	有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物	所有者(管理責任者、保持者)の氏名(名称)又は住所変更届	【県】様式第8号	38
	市	有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物	所有者(管理責任者・保持者)の氏名(名称)又は住所変更届	【市】様式第7号	45
消失・破損	国	重要文化財	重要文化財の滅失・き損・亡失・盗難の届出	【国】様式6	34
	県	有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物	文化財滅失(き損、亡失、盗難)届	【県】様式第10号	39
	市	有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財	滅失・き損・亡失・盗難届	【市】様式第8号	46
避難や修復のための所在場所移動	国	重要文化財	所在場所変更届	【国】様式4	35
	県	有形文化財、有形民俗文化財	所在場所変更届	【県】様式第11号	40
	市	有形文化財、有形民俗文化財、登録有形文化財、登録有形民俗文化財	所在場所変更届	【市】様式第9号	47
修理・復旧	国	重要文化財	修理の届出	【国】様式5	36
	県	有形文化財、史跡名勝天然記念物	現状変更許可申請書	【県】様式第12号	41
		有形民俗文化財	現状変更届	【県】様式第13号	42
		有形文化財	修理届	【県】様式第14号	43
	市	有形文化財、史跡名勝天然記念物	現状変更等許可申請書	【市】様式第10号	48
		有形民俗文化財、登録有形文化財	現状変更届	【市】様式第11号	49
有形文化財		修理届	【市】様式第12号	50	

年 月 日

文化庁長官 殿

所有者住所
氏名

重要文化財の所有者の変更の届出

下記のとおり、重要文化財の所有者の変更について、文化財保護法第32条第1項及び国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第3条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記)
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考となるべき事項

【添付資料】

- 1 所有権の移転を証明する書類
※相続の場合：遺産分割協議書(写)、戸籍謄本、印鑑登録証明書等
※寄贈の場合：譲渡書(写)、受領書(写)、印鑑登録証明書等
※売買の場合：売買契約書(写)、領収書(写)、印鑑登録証明書等
- 2 指定書(原本)
- 3 その他適宜参考となる書類



年 月 日

文化庁長官 殿

所有者住所
氏名

重要文化財の所有者の氏名(住所)の変更の届出

下記のとおり、重要文化財の所有者の氏名(住所)の変更について、文化財保護法第32条第3項及び
国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第5条の規定に基づき、
届け出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記)
- 4 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 5 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 6 変更の年月日
- 7 その他参考となるべき事項



年 月 日

文化庁長官 殿

所有者住所
氏名

重要文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）の届出

下記のとおり、重要文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）について、文化財保護法第33条及び国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損、亡失又は盗難の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 滅失、き損、亡失又は盗難の事実を知った日
- 11 滅失、き損、亡失又は盗難の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

【添付資料】

き損の場合にあたっては、写真又は見取り図、その他き損の状態を示す書類



年 月 日

文化庁長官 殿

所有者住所
氏名

重要文化財の所在場所の変更の届出

下記のとおり、重要文化財の所在場所の変更について、文化財保護法第34条及び国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第7条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 5 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 6 現在の所在の場所
(指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の場所を併記)
- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする年月日
- 9 変更しようとする事由
- 10 現在の所在の場所又は現在の所在の場所が指定書記載の所在場所と異なる場合において、当該指定書記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 11 その他参考となるべき事項



文化庁長官 殿

所有者住所
氏名

重要文化財の修理の届出

下記のとおり、重要文化財の修理について、文化財保護法第43条の2及び国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条の規定に基づき、届出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 10 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 修理の着手及び終了の予定時期
- 12 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 13 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 設計仕様書
- 2 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書



福岡県文化財所有者変更届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

所有者(管理責任者、管理団体)住所
氏名(名称)

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 旧所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 新所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となる事項

- (註) 1 この届書には、所有権の移転を証明する書類及び指定書を添付すること。
- 2 史跡、名勝、天然記念物の所有者変更の場合で指定地域の一部について所有者を変更するときは、第 6 号以下を順次 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号として当該地域の地番、地目及び地積を記載するものとする。

福岡県文化財所有者(管理責任者、保持者)の氏名(名称)又は住所変更届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

所有者(管理責任者、管理団体)住所
氏名(名称)

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書(指定通知書)の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者、保持者)の旧氏名(旧名称)又は旧住所
- 5 所有者(管理責任者、保持者)の新氏名(新名称)又は新住所
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となる事項

福岡県文化財滅失(き損、亡失、盗難)届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

所有者(管理責任者、管理団体)住所
氏名(名称)

下記のとおり滅失し(き損し、亡失し、盗み取られ)ましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者)の氏名(名称)及び住所
- 5 滅失(き損、亡失、盗難)の日時及び場所
- 6 滅失(き損、亡失、盗難)の事実を知った日時
- 7 滅失(き損、亡失、盗難)した当時における管理状況
- 8 滅失(き損、亡失、盗難)の状況及び発見後の処置
- 9 今後の処置に対する希望
- 10 その他参考となる事項

- (註) 1 き損の場合、き損の状況を示す写真を添付すること。
2 滅失の場合は、指定書を添付すること。
3 史跡、名勝、天然記念物がき損した場合は、第 9 号以下を順次 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号としてき損の結果、当該史跡、名勝、天然記念物はその保存上受ける影響を記載するものとする。

福岡県文化財所在場所変更届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

所有者(管理責任者、管理団体)住所
氏名(名称)

下記のとおり所在場所を変更しますのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者(管理責任者、管理団体)の氏名(名称)及び住所
- 4 旧所在場所
- 5 新所在場所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 変更前の所在場所に復することが明らかな場合はその時期
- 9 その他参考となる事項

(註) 第 8 号の時期を変更したとき、又は変更前の所在の場所に復したときは、すみやかにその旨をこの変更届様式に準じて届け出ること。

福岡県文化財現状変更許可申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

申請者住所

氏名(名称)

下記のとおり現状変更を申請しますので許可願います。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者、管理団体)の氏名(名称)及び住所
- 5 変更の理由
- 6 変更の内容と実施の方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名(名称)住所及び略歴
- 9 変更に要する経費
- 10 その他参考となる事項

- (註)
- 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
 - 2 変更しようとする部分(地域)の写真(変更箇所を表示すること。)を添付すること。
 - 3 史跡、名勝、天然記念物の場合は、変更しようとする地域及び地域の状況を表した実測図(地番を記し変更箇所を表示すること。)を添付すること。
 - 4 申請者が所有者、管理責任者、管理団体以外の者であるときは、所有者、管理責任者、管理団体の承諾書を添付すること。

福岡県有形民俗文化財現状変更届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

届出者住所

氏名(名称)

下記のとおり現状変更をいたしますのでお届けします。

記

- 1 有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 有形民俗文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者、管理団体)の氏名(名称)及び住所
- 5 変更の理由
- 6 変更の内容と実施の方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名(名称)住所及び略歴
- 9 その他参考となる事項

- (註) 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
- 2 変更しようとする部分の写真(変更箇所を表示すること。)を添付すること。
- 3 届出者が所有者、管理責任者、管理団体以外の者であるときは、所有者、管理責任者、管理団体の承諾書を添付すること。

福岡県有形文化財修理届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

届出者住所

氏名(名称)

下記のとおり修理をいたしますのでお届けします。

記

- 1 有形文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 有形文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者、管理団体)の氏名(名称)及び住所
- 5 修理の理由
- 6 修理の内容と実施の方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名(名称)住所
- 9 その他参考となる事項

- (註) 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
- 2 修理しようとする部分の写真(修理箇所を表示すること。)を添付すること。
- 3 届出者が所有者、管理責任者、管理団体以外の者であるときは、所有者、管理責任者、管理団体の承諾書を添付すること。

福岡市文化財所有者変更届

年 月 日

(宛先)福岡市教育委員会

所有者(管理責任者)住所

氏名(名称)

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書(登録証)の記号番号及び指定(登録)年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 旧所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 新所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となる事項

備考

- 1 この届書には指定書(登録証)を添付すること。
- 2 史跡名勝天然記念物の所有者変更の場合で指定地域の一部について所有者を変更するときは、その地域、地目及び地積を「その他参考となる事項」の欄に記載すること。



福岡市文化財所有者（管理責任者・保持者）の
氏名（名称）又は住所変更届

年 月 日

(宛先)福岡市教育委員会

所有者(管理責任者)住所
氏名(名称)

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書(登録証)の記号番号及び指定(登録)年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者・保持者)の旧氏名(旧名称)又は旧住所
- 5 所有者(管理責任者・保持者)の新氏名(新名称)又は新住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となる事項



福岡市文化財滅失・き損・亡失・盗難届

年 月 日

(宛先)福岡市教育委員会

所有者(管理責任者)住所

氏名(名称)

下記のとおり文化財を滅失し・き損し・亡失し・盗難にあいましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書(登録証)の記号番号及び指定(登録)年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者)の氏名(名称)及び住所
- 5 滅失・き損・亡失・盗難の日時及び場所
- 6 滅失・き損・亡失・盗難の事実を知った日時
- 7 滅失・き損・亡失・盗難当時における管理状況
- 8 滅失・き損・亡失・盗難の状況及び発見後の処置
- 9 今後の処置に対する希望
- 10 その他参考となる事項

備考

- 1 き損の場合は、き損の状況を示す写真を添付すること。
- 2 滅失の場合は、指定書(登録証)を添付すること。
- 3 史跡名勝天然記念物がき損した場合は、き損の結果、当該史跡名勝天然記念物とその保存上受ける影響を「その他参考となる事項」の欄に記載すること。



福岡市文化財所在場所変更届

年 月 日

(宛先)福岡市教育委員会

所有者(管理責任者)住所
氏名(名称)

下記のとおり文化財の所在場所を変更したいのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書(登録証)の記号番号及び指定(登録)年月日
- 3 所有者(管理責任者)の氏名(名称)及び住所
- 4 旧所在場所
- 5 新所在場所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 変更前の所在場所に復することが明らかな場合はその時期
- 9 その他参考となる事項



福岡市文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

(宛先)福岡市教育委員会

所有者(管理責任者)住所
氏名(名称)

下記のとおり文化財について現状変更(保存に影響を及ぼす行為)をしたいので許可願います。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 現状変更等の理由
- 6 現状変更等の内容及び実施方法
- 7 施工の予定期間
- 8 施工予定者の氏名(名称)住所及び略歴
- 9 現状変更等に要する経費
- 10 その他参考となる事項

備考

- 1 施工仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
- 2 変更しようとする部分(地域)のキャビネ型以上の写真(変更箇所を表示すること)を添付すること。
- 3 史跡名勝天然記念物の場合は、変更しようとする地域及び地域の状況を表した実測図(地番を記入し変更箇所を表示すること。)を添付すること。
- 4 所有者が申請する場合は、第4号の事項については記載の必要はない。



福岡市有形文化財(有形民俗文化財)現状変更届

年 月 日

(宛先)福岡市教育委員会

所有者(管理者)住所
氏名(名称)

下記のとおり現状変更をいたしますのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書(登録証)の記号番号及び指定(登録)年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 変更の理由
- 6 変更の内容と実施の方法
- 7 施工の予定期間
- 8 施工予定者の氏名(名称)住所及び略歴
- 9 その他参考となる事項

備考

- 1 施工仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
- 2 変更しようとする部分のキャビネ型以上の写真(変更箇所を表示すること。)を添付すること。
- 3 所有者が届け出る場合は、第4号の事項については記載の必要はない。



福岡市有形文化財修理届

年 月 日

(宛先)福岡市教育委員会

所有者(管理者)住所
氏名(名称)

下記のとおり修理をいたしますのでお届けします。

記

- 1 有形文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 有形文化財の所在地
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 修理の理由
- 6 修理の内容と実施の方法
- 7 施工の予定期間
- 8 施工予定者の氏名(名称)及び住所
- 9 その他参考となる事項

備考

- 1 施工仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
- 2 修理しようとする部分のキャビネ型以上の写真(修理箇所を表示すること。)を添付すること。
- 3 所有者が届け出る場合は、第4号の事項については記載の必要はない。



「みんなで守る文化財 福岡市文化財防災マニュアル」 Ver.1
令和5年8月

編集・発行

福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課

〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神 1-8-1

電話：092-711-4666